

平成25年第3回砂川市議会定例会  
予算審査特別委員会

平成25年9月9日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 4号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成25年度砂川市介護保険特別会計補正予算

散会宣告

○出席委員（11名）

委員長 一ノ瀬 弘 昭 君  
委員 飯 澤 明 彦 君  
増 井 浩 一 君  
土 田 政 己 君  
尾 崎 静 夫 君  
辻 勲 君

副委員長 水 島 美喜子 君  
委員 増 山 裕 司 君  
多比良 和 伸 君  
小 黒 弘 君  
沢 田 広 志 君

（議長 東 英 男）

○欠席委員（2名）

委員 増 田 吉 章 君

委員 北 谷 文 夫 君

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長 善 岡 雅 文  
砂 川 市 監 査 委 員 奥 山 昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副 市 長 角 丸 誠 一  
総 務 部 長 湯 浅 克 己  
兼 会 計 管 理 者  
総 務 課 長 安 田 貢 治  
市 長 公 室 課 長 福 士 勇 治

政策調整課長  
 税務課長  
 会計課長  
 市民部長  
 市民生活課長  
 社会福祉課長  
 兼子ども通園センター所長  
 介護福祉課長  
 兼ふれあいセンター所長  
 経済部長  
 経済部審議監  
 商工労働観光課長  
 農政課長  
 建設部長  
 建設部審議監  
 建設部技監  
 土木課長  
 建築住宅課長  
 建築住宅課副審議監  
 建築住宅課副審議監  
 市立病院事務局長  
 市立病院事務局審議監  
 管理課長  
 経営企画課長  
 医事課長  
 地域医療連携課長  
 診療情報課長  
 附属看護専門学校副審議監

熊崎一弘  
 峯田和興  
 福井哲生  
 高橋豊人  
 東正人  
 近藤恭史  
 中村一久  
 佐藤進  
 田伏清巳  
 河原希之也  
 小林哲一  
 金田芳繁  
 古木信己  
 山梨政宏  
 荒木武雄  
 佐藤秀樹  
 金丸秀人  
 渋谷正憲  
 小俣治  
 氏家実彦  
 渋谷和基  
 山田紀博  
 朝日仁  
 細川和弘  
 山川裕二  
 佐々木

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 長  
 教 育 次 長  
 兼スポーツ振興課長  
 学 務 課 長  
 社 会 教 育 課 長  
 兼 公 民 館 長  
 兼 図 書 館 長

井上克也  
 和泉肇  
 大西俊光  
 山下克己

- 学校給食センター所長 橋 加奈子
4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者  
 監査事務局局長 中 出 利 明
5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者  
 選挙管理委員会事務局長 湯 浅 克 己  
 選挙管理委員会事務局次長 安 田 貢
6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者  
 農業委員会事務局長 佐 藤 進  
 農業委員会事務局次長 小 林 哲 也
7. 本委員会の事務に従事する者  
 事 務 局 長 河 端 一 寿  
 事 務 局 次 長 高 橋 伸 二  
 事 務 局 主 幹 佐 々 木 純 人  
 事 務 局 係 長 杉 村 有 美

開会 午前11時00分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 東 英男君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には一ノ瀬弘昭委員、同副委員長には水島美喜子委員を指名します。

休憩 午前11時00分

〔委員長 一ノ瀬弘昭君 着席〕

再開 午前11時02分

○委員長 一ノ瀬弘昭君 休憩中の会議を再開いたします。

本日の委員会に村上新一氏から委員会傍聴の申し出がありました。このことにつきまして許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○委員長 一ノ瀬弘昭君 委員会を再開いたします。

◎開議宣告

○委員長 一ノ瀬弘昭君 直ちに議事に入ります。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 本委員会に付託されました議案第4号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成25年度砂川市介護保険特別会計補正予算の4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。審査の方法といたしましては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続きまして歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第4号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今回は計画人口の減ということで、提案説明では広域の計画も減少していくからということだったのですが、何かと計画人口がふえたり減ったりというのは大きな影響が出てくるのではないかと思うのですが、これに伴っての影響というのはまずお伺いしたいと思います。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 今回の砂川市公共下水道設置条例におきましては、この条例では下水道を管理する上での基本的な数値でございます下水道の計画人口と計画面積、これを条例で定めさせていただいております。今回計画人口の減というものにつきましては、将来的な下水道の汚水量の変更というものにつながりますので、この変更に伴い行うものは2点照査しております。若干変更になっている部分でございます。1点目につきましては、下水道管渠の口径並びに中継ポンプ場の規格の見直しでございます。こちらにつきましては、一部若干コンパクトに変更される部分がございます。それから、もう一点につきましては砂川市は流域下水道を行っておりますので、6市4町で運営しております。そして、流域下水道は昭和61年3月に供用を開始しておりますので、近年におきましてはそれら施設の施設維持にかかわる更新事業を行っております。それに伴う市町村割合につきましては、この人口から算出いたします汚水量をもって費用割合を各まち決めてきているところでございます。今回の変わります中身につきましては、砂川市は処理場につきましては今まで13.4%だったものが13%、それから管渠につきましては15.2%だったものが15%ということで、平成24年度の決算でございますが、申し上げますと決算額が1,894万9,252円になっておりますが、これがもし変わったということで試算し直してみますと1,866万2,068円ということで28万7,000円ほどの減、ですから若干の減というようなところで、目的は減とかどうかということではなく、先ほども申し上げましたとおり公共下水道を維持管理していく部分において適正な数値となるよう見直しを図ったところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ちなみに、これまでこの1万6,000まで計画人口というのは何回か見直されていると思うのですが、ちょっと推移をわかる範囲でいいのですが、教えていただけますか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 計画人口の大きな見直しにつきましては、この条例の制定のも

とになっておりますのは公共下水道の事業計画でございます。通常認可と言われているものでございます。今回につきましては、この認可変更というのは昭和61年3月に供用開始してから12回目になるものでございますが、古いものはちょっと手持ちにないのですが、平成19年の認可、これが10回目の認可でございました。このときに今の人口が1万……それまでは右肩上がり計画していたものが少子高齢化に見合わせたというような見直しで、現在の1万7,720人に変更したところでございます。今回は12回目でございますので、12回目再度見直しをかけ、1万6,620ということで第6期総合計画の行政人口、これをベースにさせていただきまして算出したところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今何で聞いたかという、平成10年ごろは計画人口というのは2万8,000ぐらいいたのだと思うのですよね。それが今直近で平成19年で1万7,720人になった、そして今回は1万6,620人にするということになるわけで、2万8,000の計画人口の中で計画を進めていったのだらうと思うのです。それを1万6,000にするということは、半分というのは大げさだけれども、相当な減少になってくるわけですね。今後古くなっている管も当然あるでしょうし、2万8,000で計画をずっとやってきていて、今現在の計画の達成率というのかな。つまり大きな人口を抱えていると計画していたものに対してずっと工事はしてきていて、今はほぼ下水の整備というのはいい状態になっているのではないかと思うのです。水洗化なんかは、たしか九十何%も上のほうだったと思うのですけれども、その辺というのは今は数字でわかりますか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 平成25年3月31日現在で行政人口1万8,444人、これに対しまして下水道の処理人口は1万7,119人で、下水道の普及率につきましては92.82%ということで、ほぼ9割以上の方が下水道が使える地域にお住まいになっていただいているというようなところでございます。このパイプにつきましては、昭和61年からつい最近まで整備してきているところでございますが、おおむねまだ30年まではたっておりません。パイプにつきましては50年もつと言われておりますので、その間で下水道施設については償還を進めていくと。決算書のほうにも載っておりますけれども、起債がまだ数十億残っております。こちらのほうを償還していく形になるかと思えます。それが大体あと20年ぐらいでいいところ償還ができるのではないのかなというふうに思っておりますので、そのときにはこのまちなかの管渠についても大分老朽してきていると思いますので、管渠更生等の事業を今度は進めていかなければならない。そのときにどのような形でやっていくかというのをこれから我々は検討していかなければならないというようなところで、そのところまでまだ到達しておりませんが、方向的にはこういうような考え方でいかなければならないと考えております。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほども言ったように、最大限では2万8,050人の計画人口で計画を立ててきていると思うのです。それが今、今回で1万6,000にするということになる、その影響なのですけれども、現実的に2万8,000の人たちに下水道のサービスをしようとするような工事等を現在行われてきてしまっているのかどうかということはどうなのでしょう。つまりこれだけ広がっていたものをぐっと計画人口を縮小させるということにおいての影響というのは、要するに住んでいないところまでも計画をして管を通してしまったのだけれども、人口が1万6,000になったのと言ってもその周りに住んでいる人たちを集めるわけにもいかないわけだから、計画人口を縮小させるということと今まで古くなったものをここからこの先はしないとか、するとかということにはなかなか変更はできないのだろうと思うのです。そういう点における影響を最初からというか、聞きたいと思っているわけです。つまり1万6,000に計画人口をするということは、使用料ももちろん減ってくるわけですね。だけれども、これから直していかなければならないものは直していかなければならないと。この2万8,000人いたというものの計画の中でやってきたものを今さら縮めるわけにはいかないわけで、当然そういう影響が今後大きく出てくるのではないのかなと思うのですが、その辺は心配しないでも大丈夫なのでしょう。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 下水道の整備につきましては、人口が集中しているところを中心に整備してきておりますので、計画人口が少なくなったからといってやらないわけにはいかなかったというわけではありませんので、計画的なバランスのとれた整備がこれまでもなされてきたというふうに考えてきております。

それと、使用料のお話でございますが、使用料につきましては今下水道会計につきましては約4億円ほどの収入がございます。人口が毎年1%から2%ぐらいずつ減ってきておりますので、おおむね今後につきましてはそのぐらいの収入減は見込まれるかと思っておりますが、下水道会計につきましては一般会計から繰入金をさせていただいております。これにつきましては、近年おかげさまで起債も減少傾向にありますので、人口が減ってきたからといって下水道会計に負担がかかる、使用料を上げなければならないとかという理論にはならないというふうに考えているところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それで、課長がそう言ってくれるので安心はするのですが、ただ2万8,000という大きな人口を考えて、ここはもう最後の質問でいいのですけれども、これ整備をちゃんとその分でもうしてしまっているものなのかどうか。あるいは、それはもうあくまでも夢の希望の計画であって、そこまでは現状としてはしていなかったものなのか。さっきも言ったように、これ1万2,000人もの計画人口の差が出てくるわけです、最大と。これからもっと下げていかなければならないかもしれない。今は最少だ

と思うのですよね。そこの落差というか、これがあるわけでしょう、現実的に。それは、整備をしたあなたしかわからないわけで、つまりそういう心配ではなくて2万8,000だったのだけれども、人口密集地だけしかまだ整備していないので、1万6,000になっても大丈夫なのだというようなことなのかどうかということをお伺いしたいです。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 下水道の全体計画というものは約1,100ヘクタールございまして、24年度までに整備済みにつきましてはそのうちの820ヘクタールということで全ては整備してございません。当然人口が張りついているような箇所については、全体計画は持っていますが整備しておりませんので、その点につきましては計画的に、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、人口の集中しているところから整備させていただいておりますので、そういうような無駄な整備というか、余剰施設というものはないというふうに考えております。また、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、国のほうがこれからどうなってくるのかということも見ていかなければならないと思うのです。更新事業につきましては、今まで整備につきましては当初下水道をやっていたときには、ある一定の汚水量までは補助ですと、そこから先は単独費ですとといったものが今の段階においてはほとんどが補助で賄えるというような制度も変わってきております。今後につきましては、更新計画につきましても国の補助事業の対応のあり方等も見ながらやっていかなければならないと思いますので、この場ではちょっとそこまではまだ見えてきておりませんのでご答弁できませんが、何分費用負担はかからないような方向で今後とも考えていかなければならないと考えているところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 他にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

それでは、予算書の18ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



なければ、次に進みます。20ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費について質疑ありませんか。

辻勲委員。

○辻 勲委員 それでは、児童福祉費、子ども・子育て支援事業計画策定による経費について質疑をいたします。

説明にありましたように、27年度からこの子育て新制度をスタートさせたいということで、それについての今後の調査等々、会議になっていくと思うのですが、まずこの会議の構成というのですか、委員構成等の内容についてまずお伺いします。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 このたび子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりまして、地方版となります砂川市子ども・子育て会議を設置することとしております。こちらの委員構成につきましては、現在国のほうで子ども・子育て支援会議というものを設置して計画の概要、子ども・子育て支援制度の事業内容について審議がなされているところでございます。国のほうのまず委員構成でございますが、これにつきましては子ども・子育て支援法に基づきまして子供の保護者、都道府県知事、市町村長、事業主、労働者を代表する者のほかに子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び学識経験のある者などという形で構成されているところでございます。地方版の市町村の子ども・子育て会議につきましては、委員の構成については法律上の定めはございませんが、国のこのような構成委員を参考にしながら委員を構成することということで国のほうから通達を受けているところでございます。ですから、砂川市はこれから委員を構成するに当たりまして、この構成を参考に子ども・子育ての事業者並びに保護者等々のご参加を得ながら会議の委員構成を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 辻勲委員。

○辻 勲委員 構成については国にのっとなってということなのですが、もうちょっとその会議の構成に当たるに当たって、ちょっと今何か相談するとかというふうにあったのですが、その構成委員並びにこれから決めていく中でのもう少しその辺がどういうふうになっていくのかお聞きします。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 構成委員につきましては、現在子ども・子育てに携わる保護者、基本的にはゼロ歳から小学校就学児童を持っている保護者の皆さん、また子育て支援にかかわる当事者ということで、これは事業を行っている事業所、例えば砂川でございますと幼稚園等々の代表の方、さらには職業生活、家庭生活を両立する上ではやはり事業者、労働者等の代表の方もこの会議のほうに入っただけであればというふうに考えておりますので、そのような方を委員構成として考えているところでございます。また、学識経験といたしましては、学校教育の関係ということで、例えばですけれども、校長会の代表

の方ですとか主任児童民生委員等々の方から委員を構成するなどを考えているところがございます。また、会議では市民の皆さんの意見を広く聞いて反映するということから公募委員の採用も考えているところがございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 辻勲委員。

○辻 勲委員 それで、ゼロ歳から小学校までということなのですけれども、ちょっと私があればいる部分では何か区分に分けてという話もあるのですけれども、その辺はどういうふうになっていくか、まだこれから検討なのですかね。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 今回の計画につきましては、幼児期における学校教育、保育のあり方ということで子ども・子育ての支援事業等の計画を立てるということになっておりますので、基本的には主な対象となるところはやはりゼロ歳から5歳児までを育児している方々、子供さん並びに保護者の方が一つの区分として対象になろうかというふうに思います。あと、放課後児童の支援のあり方ということで、現在砂川市では学童保育事業を行っておりますけれども、これらの対象につきましては今度は小学生という形になりますので、6歳から12歳までの小学校児童を保育している方、またその児童を一つの対象として区分として計画を考えていきたいというふうに考えているところがございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 辻勲委員。

○辻 勲委員 では次に、ニーズ把握調査委託料という部分があるのですけれども、今後その調査をしていくと思うのですけれども、この辺の内容についてお伺いしたいと思います。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 ニーズ把握調査の関係につきましては、今回策定する計画に当たりまして、市町村に対しまして地域における保育、教育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込みとそれら需要量に対する提供体制の確保の内容と実施事業を盛り込むことが義務づけられているところがございます。それらの利用規模を的確に把握するためにニーズ調査の実施が必要となっているところがございます。これらに関する予算を計上させていただいたところがございます。実施に当たりましては、現在国のほうでこれら計画等々に関します基本指針が示されることとなっております。こちらのほうで調査基本項目のほうも示されることとなっておりますので、これらを踏まえて砂川市でもニーズ把握調査を実施していく予定としているところがございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 辻勲委員。

○辻 勲委員 私のほうの常任委員会のほうでは、9月の定例会に予算をするという中でアンケート調査の話が出たと思うのですけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 今回予算計上させていただいておりますニーズ把握調査につきましては、このアンケート調査を行う費用という形になっております。現在今ほど申し上げましたように、国のほうで示されております基本調査項目を参考に実施することとしておりますけれども、主な項目といたしましては家族の状況ですとか教育、保育事業や子育て支援事業の利用状況、さらに今後の利用希望等々をアンケート調査で実施していこうというふうに考えております。現在国のほうから示されております調査表のイメージといたしまして、全部で32問ほどの調査項目が示されているところでございます。これら国で示されております調査項目と現在の砂川市の次世代地域行動計画、こちらを策定した際に、今は後期の計画となってございますけれども、21年にアンケート調査を実施しております。こちらのアンケート調査も参考にしながら、今後砂川市のアンケート調査項目をどのようにしたらいいのか、これから設置いたします子ども・子育て支援会議等におきまして審議をしていただきながら内容等を決めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 辻勲委員。

○辻 勲委員 そのアンケート調査も含めてニーズ調査の関係で、やってみないとわからないという部分があると思うのですが、この子育てという部分については、これは市長も子育てについてはしっかりやっていきたいというお話も日ごろから聞いておりますけれども、やはり相談も含めて保護者の方からいろんなことが上がってくるのではないかと思いますので、そういったことについての調査の量というのですかね、それについてはこの予算で間に合うものなのかどうなのかという、そういう見込みというのはやってみないとわからないのでしょうか。その辺のことについてお伺いします。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 子ども・子育てに対する福祉サービスというのは、いろいろなサービスがあるかと思っておりますけれども、今回国のほうで示されております調査表のイメージの中の項目といたしましては、それら特別保育等も含めた中でいろいろな質問を考えられておりますので、今現在示されている調査項目から、今後砂川市として検討してもさほど大きくその調査項目の量はふえることはないかというふうに考えているところでございます。また、対象人数等も一応現時点で把握した中で予算を立てておりますので、特に現在の予算計上をさせていただいた額で賄えるものというふうに考えているところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 辻勲委員。

○辻 勲委員 地方版の会議という話もあったのですが、その辺の役割についてお伺いしたいと思います。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 今回設置いたします砂川市子ども・子育て会議の役割で

ございますけれども、今回策定しようとする砂川市子ども・子育て支援事業計画の策定に際しまして子ども・子育て支援に関する施策の総合的、また計画的な推進に関しまして必要な事項や事業の実施について調査、審議などをする役割を担っていただくというふうに考えているところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 辻勲委員。

○辻 勲委員 では最後に、今後のスケジュールというのですか、そのスタートに当たっての、今回のこの調査のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 今後の計画策定におけるスケジュールでございますが、現在計画策定の基礎資料となりますこのニーズ把握調査でございますが、アンケート調査になりますけれども、これにつきましては25年度中にニーズ調査を実施いたしまして結果を取りまとめ、さらに今後の教育、保育、また地域の子ども・子育て支援事業の量の見込みを検討し、道のほうへ報告することとなっているところでございます。また、計画の策定につきましては平成26年度中までということになっておりますので、来年度、26年度になりましたらこれらの調査結果をもとに砂川市における子ども・子育て支援事業の確保の内容ですとか方策等について計画の中身を検討して固めてまいりたいというふうに思っております。来年の秋過ぎには保育所ですとか幼稚園等の募集も始まっていきますので、できるだけその時期に間に合うように内容をまとめ上げていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 辻勲委員。

○辻 勲委員 それで、そういう調査等をこれから行っていくのですけれども、いろんな相談とか、保育料はどうなっていくのだとか、いろんなことは先ほど言ったように出てくると思うのですけれども、そういった情報を提供する場というのはどこかで持とうと思っているのですか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 情報提供のあり方でございますが、砂川市といたしましてはこの計画策定、国のほうからの基本指針が正式に通知を受けてからスタートしようというふうに考えているところでございますが、何分にもこの基本指針でございますが、ようやく先月8月の6日に基本指針のまだおおむねの案という形で国のほうで取りまとめられたということで、都道府県に対して職員説明会があっただけという形になっておりますが、今後これら国の動向、さらには基本指針が示されていよいよ計画づくりがスタートするのですけれども、計画策定等の状況を見ながら制度等の概要なども含めて広く市民の皆さんが理解していただけるように広報紙ですとかホームページを通じて周知をしていきたいというふうに思っております。また、子育て支援に関する計画でございますので、砂川市の子育て施設、保育所ですとか子育て支援センター等においても周知ができるように考えて

いきたいというふうに考えております。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ただいまの辻委員とのやりとりを聞いていて、今回の子ども・子育て会議というのは子ども・子育て支援事業計画を策定するためと課長もおっしゃられたのですけれども、これはそのとおりでいいですか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 今回うちの子ども・子育て会議の役割といたしましては、今回の計画策定に当たってのご審議、ご意見をいただくというところも一つの役割となっておりますけれども、今後はこの計画に沿ってきちっと実行されているか、この計画の効果がどうかということも継続して状況を見ていただき、また場合によっては評価をしていただく、そういうような役割も今後担っていく会議となるとところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そこで、内閣府のQアンドAをちょっと調べてみているのですけれども、その新制度、つまりこの子ども・子育て支援法についてのことなのですけれども、各種条例を定めて新制度施行に伴い議会に付議すべき事項としてどのようなものがあるかという問いに対して、市町村における子ども・子育て会議の設置というのが一番最初に出てくるのです。つまりこの会議を設置する上で条例の制定が必要だったのではないかと。これは法律に書かれていることなのですけれども、なぜ条例の提案がないのかなというふうに今の答弁でいくと思うのですけれども、そこはいいのですか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 今回地方版砂川市の子ども・子育て会議の設置につきましては、今回の法律におきましては市町村における設置については努力義務という形になっているところがございます、設置に当たりましては自治体の裁量で設置することができるというふうになっているところがございます。計画策定に当たりまして、今全国の状況を見ますと、このような会議を設置しないで計画づくりを進める自治体もありますし、他には要綱、規則等でこの会議を設置して計画づくりを進めるというような形態が見受けられているところがございます。砂川市につきましては努力義務とはなっておりますけれども、やはり市民の皆さんの意見を聞きながらこの計画づくりをこれから進めていく、また子育て支援事業を進めていくということでもありますので、会議を設置するものでございますが、これまでの現行の計画、次世代地域行動計画につきましても次世代地域支援協議会というのを要綱で定めてこれまで策定を進めてきたところがございます。ですから、これらに倣いまして同様の形で今回も砂川市の子ども・子育て会議を設置していきたいというふうに考え、このように提案させていただいたところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 確かに子ども・子育て支援法の第77条には、その審議会、その他の合

議制の機関を置くように努めるものというふうに書かれているのですよね。ただ、今回国のほうは特に子ども・子育てということに力を入れて、ただ単に会議をして費用弁償ということではなくて、今後のこの会議の位置づけをしっかりとやるべきだということなのですよね。つまりこれは、やはり私は今後ずっと子ども・子育てということに対しての事業計画を立てるという意味からすれば、しっかりと費用弁償あるいは報酬、ここには報酬と書かれているのだけれども、それを出すような形になるわけですし、条例に制定をやっぱりするべきではないかというふうには思うのですけれども、この辺は市長は問題なく、これでいいかというふうに思っているのかどうかなのではと思うけれども、最近多いのですよね、こういう形が。砂川市には、きっちりと特別職の職員で非常勤の者の給与及び費用弁償に関する条例というのがあって、そこには特に月額4,800円の方々のかなりの委員会がありますね。そういう委員会と全く市長の私的な諮問機関とかというのなら、ここにあるような報酬、報償と報酬ってどう違うのというところからも質問もしたいのですけれども、報償という形でやっている場合がとて多くなっているのではないかなというふうに思うのです。ですから、そういう意味からすれば何で今回は……これ今辻委員とのお話の中で話ししていても結構大事な会議になってくると思うのです。公募もこれからするし、学校校長あるいは幼稚園の人たちとか、いろんな人たちに集まってもらって今後の子ども・子育てをしっかりと事業計画をつくっていききたいというしっかりした会議なわけですから、きちっと条例をつくってやるべきではないかというふうに思うのですけれども、市長はどうお思いでしょうかね。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 市長。

○市長 善岡雅文君 条例でやるべきでないかということでございまして、ご承知のとおり砂川市の附属機関、いわゆる法律に基づいて必置規制のあるものについては従来から条例化してきたと、そうでないものについては要綱等でやってきていると。これなかなか物の考え方が難しく、現実にはいわゆる条例でうたえば報酬になるし、それから要綱でうたえば報償費というふうに財政上の区分けはそうなっているわけでございますけれども、ほかの要綱でうたっているのがそんなに重要でないというわけではないのですけれども、法律に基づいて必置になっているものについては条例でやってきているというのが過去の経過で、行革の中でもそれをある程度整理して条例化すべきでないかという話も出たのでございまして、既存のものでも議員ご承知のとおりなかなか開催されていないものもあつたりしまして、それとか定期でないもの、または時限立法的なものについてはある程度要綱でいこうかと。だけれども、ずっと続くものについては条例でというような大まかな決めをしながら今日きています。私は、別にこれが要綱だから重きを置いていないということではなくて、子育て支援は今後の子育てに関して非常に重要なものでございまして、ニーズ調査が終わった中では私自身がその分析なり、その結果を見ながら今後の政策決定もしていきたいというふうに思っております、これからやっぱり子供方が少なくなつて

いくときにはいかに行政がその中で重点配分、いわゆる全部やることはできないのですけれども、選択をしながらどこに力を入れていくかというのは重要なことだと思っておりますので、これについては私自身は別に条例というものには、過去のいろいろなものを見てきましたので、こだわってはございません。ただし、これについてはニーズ調査を把握しながら、政策決定の中ではある程度市長の考え方も入れていきたいと、このように考えているところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これまでの協働のまちづくりとか、それとはまた質の違う、本来であればこの合議制、子ども・子育て会議というのは特定教育や保育施設の利用定員の設定に関して協議をしたりとか、砂川市の場合はそういうことが起こり得ないのかもしれないのですけれども、単純に僕はこの条例に基づいていないものというのは大体市長の私的な諮問機関というふうな位置づけるべきだろうと思うわけです。しっかりとした審議会あるいはこういう会議というものは、やっぱり条例でしっかりと決めて、委員さんたちにもしっかりとそこところは自覚をしていただいて、今後の子ども・子育てについてのいろいろなことを議論していただくということが普通の形ではないかというふうに思うわけです。普通報償と言うと、例えば講演会だとか研修会の講師に対するお礼みたいなものを報償と言うと思うのです。でも、そうではなくて皆さん方には子ども・子育てにしっかりとかかわっていただくのだということであれば、やはり報酬とした形でやるべきだろうと。そこでやっぱり子ども・子育てに対して、市長の思いというものがどんなに重たいものかというものが市民にもわかってくるということだと思っております。このまんまだと何か、子ども・子育てのことをちょっと話し合ってもらおうかな程度にどうも感じてしまうのですよ、この報償という言葉が。本来条例で定めるのだったら条例をまず審査して、それから予算という形になっていくと思うのですけれども、今回の場合はそうではなくてということなのですよね。単純にこの砂川市の場合は、これは認定こども園だとかという問題もこの中には当然出てくるのですけれども、そういうことというのは一切関係なく子ども・子育て支援というのを行っていかうとされているのかということなのですよね。この法律という中には、いろいろ難しい問題をいっぱい抱え込んでいて、国の方向性というのもこれからどんどん出てくると思うのですけれども、そういうことに対応するこの子ども・子育て会議であれば、きちっとした位置づけというのは私は行われたほうがいいのではないかというふうに本当に思うのです。この特別職の非常勤の費用弁償に関するということの中でもいろいろな、今市長がおっしゃったように、余り集まっていない会議もあるしということは確かにあると思うのです。でも、これは今後の子育てに関してはとてもとても大事な会議になるはずですから、ここはやっぱり私はしっかりとした条例の制定のもとでやられたほうがいいのではないかというふうに思います。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 市長。

○市長 善岡雅文君 全国市長会で私もこの関係の委員になっておりまして、各首長の論議を聞いているのですけれども、国の決め方がちょっと唐突というか、指針がまだ明確になっていないと。それと、もう一つ、論議の話題は大都市中心で待機児童をどうするのだというのが切実な問題で、地方に来ると待機児童どころかもっと違うところの問題があると。その辺が明確になっていないので、国どおりに行ってしまうと違う論議というか、ちょっとなじまないところも現実に正直言っておりまして、委員の中でも半分以上は大都市で待機児童も独自にやらざるを得ないとか、横浜方式でうまくいっているところもあれば全然いっていないところもある。私は、委員としては違和感を感じまして、待機児童というよりも砂川市ではもっと違うところに現実的な問題があって、国の言っているのと視点がちょっと違うなというふうには感じているものですから、私はどっちかといったらニーズ調査でその中から国との違いなり、そういうのを把握した中で国の委員会の中で地方の代表としては私は発言しながら、地方ではこんな問題を抱えていると、それがイコール国のほうの要望事項にもかかわってきておりまして、国のほうがまだ明確な指針が、内容がまだ明確でないところもありまして、その地方での論議を踏まえて固めていくようなところも現実にございまして、そういう経過もございますので、私自身はとりあえずは要綱でいって、小黒委員の言うようにこれはどうしても必要で、地方にとってはとなれば、これは条例、法律でも必置規制ではないですけれども、それは考えていってもいいかなというふうに思いますけれども、内容をまず把握しないと、国の言っているのとちょっと乖離が現実にはありまして、私自身はちょっと違和感を感じておりました。ただ、地方の実態は違うところに問題点があるので、それはやっぱり掘り起こしていかなければならないだろうと。だから、それが出た段階で私は関与していきながら国の言っている、東京なり横浜とか大きいところの論議がどうも新聞で出てきて、それがおりてきて、地方の過疎地の人たちはみんなそろって違和感をやっぱり感じております。それを見きわめた中で、過疎地の問題としてはこういうのがあるのだというのも言っていないと、なかなかこれは現実に難しいかなと。そういうこともありまして、今の段階ではこのままでいきたいと。決して軽視しているのではなくて国に向けて言うべき問題点が、どうも国の視点は大都市中心の東京の待機児童をどうするのだとすごい問題になっているのですけれども、そっちのほうに行っているような感じがしますので、もう少しお時間をいただければというふうに思っております。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒委員の残余の質疑は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午後0時58分

○委員長 一ノ瀬弘昭君 休憩中の会議を再開いたします。

小黒弘委員の発言を許したいと思います。



小黒弘委員。

○小黒 弘委員 市長から答弁もいただいたのですが、ちょっと細かいのに戻るのですけれども、子ども・子育て会議の委員報償というのが14万7,000円、費用弁償9,000円ということなので、これって少ないなと思うのですけれども、何回ぐらい開かれる、それから何人ぐらい、ちょっと細かいのに戻ってしまいましたけれども、それをお伺いします。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 子ども・子育て会議の委員報償の関係でございますが、今年度、25年度の会議につきましては3回の開催を予定しているところでございます。また、委員の構成につきましては10名を予定しているところでございまして、報償費の内訳でございますが、委員につきましてはお一人1回の会議につきまして4,800円掛ける9人分、さらにその3回分という形になります。また、会議につきましては委員長を設けることとしておりまして、委員長につきましては委員報償の4,800円に700円を加算した額という形になりますので、今回の14万7,000円という予算額になったところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今回はということはわかるのですけれども、また市長も状況によっては条例のというようなお話も先ほどされていたので、ぜひそういうことも考えていただきたいというふうには思います。日額4,800円、それから委員長、会長には700円を加給するというのも条例と全く同じですので、しかも今回は決して市長の私的諮問会みたいなものではなくて子育てということでいえば非常に大事な、平成27年度からにしても大事な計画を立てるといって、審議会になるのですかね、子育て会議ということになるわけですから、検討等これから推移をしっかりとやっていってほしいなというふうには思います。

以上です。終わります。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 他にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。22ページです。第6款農林費、第1項農業費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、第2項林業費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。24ページ、第7款商工費、第1項商工費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、26ページ、第10款教育費、第2項小学校費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、第3項中学校費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、第4項社会教育費、質疑ございませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 質問させていただきます。公民館等を中心とした社会教育活性化事業というやつですよ。それで、多分数ある事業の中でなぜ百人一首、さっき提案説明で百人一首というのを中心にやっていくというお話なのですけれども、何で百人一首だったのですか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 社会教育課長。

○社会教育課長 山下克己君 なぜ百人一首なのかということですが、近年子供の数の減少や働く親の増加などを要因として休止中の子ども会が大変ふえておりまして、活動に支障が出ている状況であります。そういう中で、町内会や老人クラブと連携して子ども会活動を活性化できないかということが長年の我々の課題でもございました。また、北海道子ども会連絡協議会では百人一首を通じて地域の指導者と子供の触れ合いを深める活動を進めており、毎年開催される地区予選や全道大会では地域の指導者を中心として運営され、たくさんの子供たちの参加がございます。そういう中で、砂川市では百人一首を楽しむ習慣というのが今まで余りない状況でございました。昨年度、高齢者にいろいろお話を聞く機会がございましたが、昔を懐かしんで子供と触れ合いを求める、そういうニーズがあることが確認できておりまして、そういう中で百人一首の指導者を募集したところ、高齢者のサポーターということで参加していただけたという話がございました。昨年度、既に放課後子ども教室などでそのサポーターが活動を開始していましたが、活動の輪が老人クラブなどへ広がる兆しなども若干見えておりました。そういうところに本年度国からこの委託事業の通知がございまして、この委託事業を活用してさらに活動の輪を広げられないかということで検討をした結果でございます。また、百人一首を通じて高齢者が生き生きと楽しみながら仲間や子供たちとの交流を行い、子ども会を中心に地域活性化へつなげることができるのではないかと、そういう期待を込めてこういう事業を考えております。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この事業そのものは、どんな取り組みができたのでしょうか。うちは、百人一首というのを選ぼうとされているみたいなのですけれども、どんなことができる可能性があった事業なのかをちょっとお伺いします。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 社会教育課長。

○社会教育課長 山下克己君 この事業自体は、公民館を中心にそういう学びの機会だとかを提供することを初めにしまして、地域の活性化へつなげていくという事業でございま

すが、今考えているところといたしましては公民館で講演会などをして百人一首への理解を深めたり、百人一首の大会などを開催して参加する人たちに百人一首へ親しんでもらったり、さらにそれを地域での活動へつなげていきたいというふうに思っていたくような取り組みを進めていきたいと考えております。

○小黒 弘委員 違う違う。

○社会教育課長 山下克己君 違いますか。百人一首……

○小黒 弘委員 以外に。

○社会教育課長 山下克己君 百人一首以外でということですね。この補助事業につきましては、若者の自立社会参画支援プログラム、地域の防災拠点形成支援プログラム、地域人材による家庭支援プログラム、地域振興支援プログラム、その他地域の教育的資源を活用した地域課題解決支援プログラムの5つから成っております、今回申請しているのは地域振興支援プログラムということでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 本当に広い事業の内容だと思うのですが、どうも砂川で百人一首というのが、決めたのだったらそれはそれでもいいのかなとは思っただけけれども、ほかに何かなかったのかなという気もしないでもないし、それから休止中の子ども会が多いというのはこれは原因があって、補助金が切られたのですよ、地域の子ども会というのは。やっぱりそこら辺が、子供の数も少なくなっているのは確かなのだけれども、前は地域の子ども会に対して何千円だったかもしれないけれども、補助金というのがあったのです、助成金ね。それもなくなっているというのもあったり、それを今度百人一首を取り組むことで地域の子ども会も復活してもらえれば非常にいいなとは思っただけけれども。まあ今後に期待しますか。

あと、この事業そのものというのは1年で終わってしまうものなのか、あるいは国の事業って余り長く続くようなものではないのが多いと思うので、その辺はどうなのですか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 社会教育課長。

○社会教育課長 山下克己君 この事業につきましては、モデル市町を指定しまして3年間継続した取り組みが可能となっております。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 では、とりあえず3年間はこの百人一首で地域を盛り上げていこうというふうに、頑張っていこうと思っているということですね。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 社会教育課長。

○社会教育課長 山下克己君 頑張っていきたいと思います。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 他にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。28ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金、

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に歳入に入ります。8ページから16ページまで質疑ございませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 寄附金のところでちょっとお伺いしたいのですけれども、今回寄附金が多額な寄附も含めて3種類あるのですよね。それで、お伺いしたいのは、例えば総務費寄附金の下にまちづくり事業資金と、こうあって、その下は社会福祉事業資金となっていて、最後は教育事業資金というふうになっていますけれども、これは基金とはまた違う、こういう資金というのがどこかにプールするようになっていっているのかどうかをお伺いしたいのですけれども。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 こちらの資金という表現をしておりますけれども、こちらは特にその資金という、その使途という意味の資金ということになっておりますので、今回につきましては基金に積み立てたものもございまして、直接事業に充てているものもございまして。用途として、このようなまちづくりの事業に充ててほしいという寄附者のご意向に沿いましてこのような表現をしております。ですから、これはあくまでもお金の使途という意味の資金という形になっていまして、今回でありますと例えば教育費寄附金の中で教育事業資金ということで匿名の寄附が300万円ございました。こちらにつきましては、今回基金等に積み立てることなく楽器の購入に充てておりますので、特に言葉的なものについて分けが特にあるというものではございません。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 特別意味がないなら書かなくていいよね。わざわざまちづくり事業資金、社会福祉事業資金、教育事業資金、こういうふうに書いてあるものだから、その寄附者によってはここに積んでおいてくださいというような意味があって、これが何種類かあるのかなと、ほかにも。しかも、民生費、総務費、教育費と、こう分かれてくるわけだから、相当しっかりしたものというのがあるのかここに言葉として掲載されているのかなというふうに思ったのですが、そうではないのですか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 寄附のご意向があったときにどのような使途に寄附を、どういうお考えの中で寄附をしていただけたらというふうな確認をしたときに、まちづくりの事業に充ててくださいという、そういう場合につきましてはまちづくり事業資金という、そういう区分けの中で表現をしているだけでございまして、寄附者の意向によりましてはまた違う資金というものも出てくるかと思っております。ですけれども、例えば社会福祉事業基金であります、基本的には今でいいと社会福祉の基金に積み立てることもありますけれども、これが例えば基金に積み立てることなく、例えば施設、保育所ですとか、そういう

ものに充ててくださいといいますが、これにつきましては児童福祉事業資金という形にもなろうかなというふうにも考えられるところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 では、病院のためにとかといったら病院事業資金とかと、こういうふうにならないう名前がついてくる。寄附者の意図によってこういう呼び名をどんどんふやしていくという意味なのですね。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 病院になりますと病院の会計のほうになりますけれども、基本的には寄附者の意向に沿いました形の中で分けをさせていただいているところであります。ですけれども、寄附者の方もなかなか突発的な寄附というのもございますので、私どものほうで確認をした中で、このような分けがございますということの中で寄附を受けるような形をとっておりますので、寄附の内容によってはまたこれらの名称等も変わってくる場合もあると、そういうふうを考えているところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 今ほどの寄附の関係だったのですけれども、意向があつて教育費寄附金ということで楽器購入資金としてという話は聞いているのですけれども、各学校への振り分けに関しても言及があつたのかどうなのか、その辺も教えていただけますか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 学務課長。

○学務課長 大西俊光君 市内の吹奏楽クラブ、中学校、それから小学校であれば器楽クラブ、そちらのほうに寄附をしたいということでもありますけれども、特定の学校については特にございませぬ。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 今回小学校、砂小、北光小、砂中、石中と。砂中、石中が100万ずつ、そして砂小、北光小が50万円ずつという形だったと思うのですが、砂小と北光小、北光小だけはちょっと形態が違うのかなという印象は受けるのです。学校単位で器楽クラブというようなスタンスではないとは思いますが、学校事業の取り組みというか、放課後事業の取り組みという形でやられている。砂川小学校に関しては、どっちかという中学校の2校に沿っているというか、分けるとしたらそういう分け方になるのかなと。今回の分け方自体が砂小、北光小に50万円ずつということになってしまったことで、本当は砂小は吹奏楽クラブ40人ぐらいいるのですけれども、砂中に関しては30人ぐらいなのですから、金額でいうと砂小のほうが50万安くて砂中のほうが50万多くてということで、その配分に関してもうちょっと考えられなかったのかなということをお聞きしたいのですけれども。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 学務課長。

○学務課長 大西俊光君 小学校50万程度、それから中学校は100万程度ということ

で配分をしておりますけれども、中学校に行きますと当然楽器も多岐にわたりますして種類も多くなってきます、楽器も多くなってきますので、その辺を考慮して中学校のほうには100万円ということで手当てをしたところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 他にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 平成25年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 19ページの地域ケア会議活用推進事業に要する経費についてお伺いをします。

そもそも地域ケア会議というもののちょっと内容をお伺いしたいのですけれども。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 地域ケア会議の件でございますが、地域包括ケア、こちらにつきましては、支援が必要な高齢者の方の住まいから始まって介護、医療、予防、生活支援、こちらのサービスが一体的に包括的に行えるシステムをつくるのが重要だと。そ

のようなシステムをつくる際に地域ケア会議、こちらについては市と包括が中心となりまして介護ですとか、医療ですとか、あと住まいですとか、あと生活の支援ですから町内会であるとか、民生委員さんであるとか、そのような関係者が集まって顔の見える関係づくり、ネットワークづくりをつくってその支援が必要な高齢者を支えていこうというような、そのための中心となる会議でございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これは、今もうつくられている会議ですよ。そうでないと活用推進ということにはならないでしょうから。大体どんな活動というか、月に何回とか、定期的にそういうふうになっているのか、もうちょっと具体的にお話しただけだと思います。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 こちらにつきましては、個別の高齢者がいらっしゃって、困難事例のような場合はその都度関係者、ケアマネジャーさんですとか包括、市が中心となりまして、それぞれ関係機関にお集まりいただいて困難事例を解決していくと。そのものとは別に、今は月1度程度定期的に集まって、先ほど申し上げたとおり関係者の関係性といいますか、顔の見える関係づくり、連携体制の強化というような意味合いで定期的に集まって、それぞれの課題ですとか、それぞれ他の職種の仕事の内容についての勉強会といいますか、そういう情報交換をしたり、そういうことをやっております。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今現在そういう勉強会をやっているということですよ。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 昨年度から開始しておりまして、今年度につきましても大体月1度程度の会合を持っているところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今回の業務委託料のこの100万円は、どういう使い道でされるのかお伺いします。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 こちらにつきましては他職種合同研修会ということで、先ほどもご説明したとおり医療ですとか、介護ですとか、あと包括も市も含めてなのですが、支援が必要な高齢者を一体的、包括的に支えていくためにはいろいろな職種の方のご協力が必要ということでございます。こちらにつきましては、今は月1度ほど実施しておりますが、大体年末もしくは来年早々にも合同の研修会を開催して関係性といいますか、連携づくりをより強固なものにするために情報交換、勉強会を開催したいというふうに考えております。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 研修会の講師料ということですか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 こちらの他職種の研修会につきましては、昨年度も1度開催しておりましたが、やはり地域ケア会議ですとか、地域包括ケアシステムですとか、他職種の研修と、そのようなことについて専門的な知識を有している方のお話を1度お伺いすると。また、必要に応じては先進的な取り組みをされている都市の関係者をお呼びするというようなことを、今検討段階ではございますが、原課としては考えてございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうから少し加えさせていただきたいと思いますが、まず現在行っておりますこの地域ケア会議、昨年も勉強会をやったというお話をさせていいただきましたが、このときの主題は訪問看護ということで、これは訪問看護ステーションと市立病院の看護師が中心になって勉強会を行ったと。これは、いろんな職種の方が集まってきておりますので、その中でどういう方がどういう役割を担っているのかというところから始まっていますので、昨年についてはその訪問看護と。ことしの一つのテーマはケアマネジャーの業務ということで話は進んでおりますけれども、ただ、今まではこれは内部的な、つまり集まってきた中での話ということでありましたので、本年この100万につきましては約30万円ほど使って専門講師をこちらのほうにお呼びして講演会を行うという予定にしておりますし、100万という金額なのですが、実際にはそのうちの約半分ほどは見守りにかかわる啓発グッズ、まだこれは確定しておりませんが、この辺も作成をしながら、1つにはそういう勉強会、1つには市が進める見守り関係のものをつくってこれを周知していくと。これは、地域ケア会議の中で総体的に進めていきたいということでもあります。

それと、もう一つだけちょっとつけ加えさせていただきたいのは、この地域ケア会議なるものは実際には国の方針でいきますとかなり大きな会議、つまり先ほどもご答弁させていただいたとおり、いろんなところのいろんな職種が集まるということなのですけれども、ただ昨年から進めております現在の地域ケア会議はそのうちの例えば市立病院、行政、それからふれあいセンターに包括、訪問看護ステーション、社協といったような、今現在集まれるところの範疇で集まっておりますので、こういうものをきっかけにさらに拡大をしていきたいと、あるいは違う要素のものをいろいろ勉強させていただきたいということで今回取り組みさせていただきたいというふうに思っています。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 他にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。



これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 一ノ瀬弘昭君 以上で本委員会に付託されました議案第4号、第1号から第3号までの各議案の審査を全て終了いたしました。

これで予算審査特別委員会を散会いたします。

皆様のご協力をもってスムーズに進めることができましたことを副委員長ともども感謝したいと思います。ありがとうございました。

散会 午後 1時27分

委 員 長